報告１

臨時代理議決報告書

令和４年５月12日

番号	件　　名	臨時代理議決日	備　　考
1	令和４年５月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について	令和４年５月９日	(第19号議案)

臨時代理議決

令和４年５月９日

第19号議案

令和４年５月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和４年５月12日

教育長　橋本　幸三

別　紙

令和４年５月府議会臨時会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和４年４月28日付け４財第37号で意見を求められました令和４年５月府議会臨時会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

１　令和３年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件
　異議ありません。

２　損害賠償請求控訴事件に係る上告の専決処分について承認を求める件
　異議ありません。

19-2

令和4年
5月

京都府議会臨時会議案

令和４年
５　　月

京都府議会臨時会議案目次

第１号議案　令和３年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件……1

第２号議案　京都府府税条例等の一部改正の専決処分について承認を求める件……5

第３号議案　損害賠償請求控訴事件に係る上告の専決処分について承認を求める件……15

第４号議案　損害賠償の額の専決処分について承認を求める件……17

19－3

19－4

第１号議案

令和3年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件

令和３年度府債の最終的な発行見通しを得たことに伴い、令和３年度京都府一般会計予算を補正する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、令和４年３月31日別記のとおり令和３年度京都府一般会計補正予算（第29号）を専決処分したので、同条第３項の規定により承認を求める。

令和４年５月１３日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

別　記

令和3年度京都府一般会計補正予算（第29号）

令和３年度京都府の一般会計補正予算（第29号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算のうち、「第１表歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分ごとの金額を補正する。

（府債の補正）

第２条　府債の変更は、「第２表府債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税		43,254,000千円	67,378千円	43,321,378千円
	1 特別法人事業譲与税	41,448,000	7,959	41,455,959
	2 地方揮発油譲与税	1,472,000	60,252	1,532,252
	3 石油ガス譲与税	52,000	2,741	54,741
	4 自動車重量譲与税	172,000	△5,444	166,556
	5 地方道路譲与税	1,000	△999	1
	6 森林環境譲与税	109,000	2,869	111,869
5 地方交付税		209,500,000	504,571	210,004,571
	1 地方交付税	209,500,000	504,571	210,004,571
6 交通安全対策特別交付金		373,000	△10,949	362,051
	1 交通安全対策特別交付金	373,000	△10,949	362,051
15 府債		117,913,000	△561,000	117,352,000
	1 府債	117,913,000	△561,000	117,352,000
歳入合計		1,364,298,614	0	1,364,298,614

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		168,603,083 千円	0 千円	168,603,083 千円
	1 教育総務費	14,257,651	0	14,257,651
歳出合計		1,364,298,614	0	1,364,298,614

第2表　府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	3,500,000 千円	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内 %	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	2,939,000 千円	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内 %	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
計	117,913,000				117,352,000			

第３号議案

損害賠償請求控訴事件に係る上告の専決処分について承認を求める件

公務災害の認定に伴う追給に係る大阪高等裁判所令和３年（ネ）第1460号損害賠償請求控訴事件について、令和４年４月15日判決の言渡しがあり、この判決を不服として上告する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、令和４年４月26日別記のとおり上告の専決処分をしたので、同条第３項の規定により承認を求める。

令和４年５月１３日提出

京都府知事　西　脇　隆　俊

別　記

１	事件名	損害賠償請求上告事件
２	上告の内容	原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
３	上告の相手方	京都市中京区室町通夷川上る鏡屋町27番地　ライオンズ御所南ロイヤルグレイド502号室 小林　護
４	上告の日	令和４年４月26日